

Title	名誉革命体制評価をめぐるヒュームとウォーレス(III)
Sub Title	David Hume and Robert Wallace on economy and society of post-union Britain (III)
Author	坂本, 達哉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.3 (1989. 10) ,p.530(118)- 555(143)
JaLC DOI	10.14991/001.19891001-0118
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19891001-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

名誉革命体制評価をめぐる

ヒュームとウォーレス（Ⅲ）

坂 本 達 哉

目 次

- I はじめに
- II ヒュームとオーストリア継承戦争
- III ヒュームのヨーロッパ体験と文明社会認識の形成（以上、本誌、81巻1号）
- IV 『政治・経済論集』の成立とウォーレス、ブラウンの反応
- V ウォーレス『諸特徴』における名誉革命体制の経済的評価
- VI 名誉革命体制の政治的評価——通俗的ウィッグ主義の社会・経済思想——（以上、本誌、81巻2号）
- VII ヒュームの名誉革命体制把握
 - 1 名誉革命体制とウィッグ主義
 - 2 ヒュームにおける名誉革命体制の政治的評価
- VIII 『イングランド史』における商業と自由
 - 1 「古来の国制」とイングランドの自由
 - 2 生活様式の変革とチューダー絶対王政の確立
 - 3 エリザベス期における専制と自由
 - 4 イングランドの経済発展と自由の展開
 - 5 ステュアート朝における商工業の繁栄と自由の確立（以上、本号）
- IX ヒューム文明社会認識の根底
- X 名誉革命体制の危機をめぐるヒュームとウォーレス——結びに代えて——

VII ヒュームの名誉革命体制把握

1 名誉革命体制とウィッグ主義

前篇において示されたように、ヒューム、ウォーレス、ブラウンの三者のあいだには、これまであまり知られていない、革命後社会の評価をめぐる論争があった。前二者の論争は、革命後のイギリス経済の発展の秘密は何かを論点として行われ、産業、貿易、貨幣といった論点をめぐる高度に経済学的な性格をもっていた。他方、後二者の論争は、こうした急速な経済発展がイギリス社会の風俗や生活様式、宗教心や愛国心にどのような影響を及ぼしているかをめぐる、いわば社会的な色彩をおびたものであった。この場合、こうした三者の時代認識においては、名誉革命そのものの歴史的評価が問題の軸点をなし、各思想家の現状認識に決定的な意味をもっていることがわかった。ウォーレスの場合に即して具体的に考察したように、革命による議会主権の確立、その後の顕著な経済発展、結果としての新たな政治と道徳の在り方、という三つの歴史的事実を、相互にどのよう

に関連づけて理解するかに、革命後社会の評価の内実がかかってくる。彼はこの点について、名誉革命の自由こそがイギリスの法外な富裕と奢侈との歴史的・論理的な起点であるという認識（自由→商業）を明確に示していた。こうした認識の上に、ウォーレスのブラウン批判は、議会主権、プロテスタント継承、合邦という名誉革命体制の三つの基本条件を承認しながら、その帰結としての富裕と奢侈の増大を非難するというブラウンの論理矛盾を、するどく指摘するものであった。

それでは、このようなウォーレスの見解との比較におけるヒュームの立場はどうであろうか。彼は名誉革命の自由とイギリスの富裕との関係を、いかなる論理的関連において捉えていたのだろうか。ヒュームもウォーレスも、名誉革命がイギリスの国制史上にもつ画期的意義を承認し、これをその後のイギリス経済の成長の鍵だと考えていた点において違いはない。たしかにウォーレスは、富裕増大の原動力としてのインダストリの原理をヒュームその人から継承する一方、貨幣的諸要因の経済促進機能を積極的に認めようとする点で、ヒューム理論の部分的修正を意図していた。しかしながら、こうした経済理論上の対立は、名誉革命体制の擁護という両者の共通性を何ら否定するものではない。7年戦争前後の“文明社会の危機”という状況下で、名誉革命体制の根幹をなす商業と自由の原理の擁護において、二人は基本的に同一の立場にあったからである。ヒュームとウォーレスとは、その限り、名誉革命の政治決着それ自体に不満を抱くジャコバイトや、革命を肯定しながらも、それが現実にも生み出している奢侈的な生活様式を承認しないブラウンなどとは異なる、名誉革命体制擁護の同一陣営（＝最も広い意味におけるウィッグ主義）に属していた。

しかし、二人のこうした一致を大前提とした上で、あらためて問題となるのは、そうした一致の具体的在り様である。名誉革命体制のごく一般的な評価と支持において両者は異ならないとしても、いかなる意味で名誉革命の自由を画期的と考えるか、また、いかなる形で名誉革命の自由とその後の社会・経済の発展を結びつけるかにおいて、二人の見解は大きく違いを見せるであろう。こうした論点を整理する上に無視できないのが、17—18世紀におけるウィッグ思想の多様性をめぐる近年の諸研究である。⁽¹⁾『諸特徴』に示されたウォーレスのウィッグ主義が、体制派ウィッグ主義（regime Whiggism）としての典型的性格をもつことは、前篇で示唆したとおりである。それは、内乱から王政復古期にかけて王党派と対立した議会派を意味する「旧ウィッグ Old Whig」に対する

* 以下に続く部分について、前稿までに示された目次に一部変更が加えられることを記しておきたい。すなわち、旧目次のⅦから副題が削除され、Ⅷとして新たに『『イングランド史』における 商業と自由』が新設され、旧目次のⅧとⅨが合体されて、新目次のⅨ「ヒューム文明社会認識の根底」となる。

注（１） J. P. Kenyon, *Revolution Principles: The Politics of Party 1689-1720*, Cambridge, 1977; H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, London, 1977; Reed Browning, *Political and Constitutional Ideas of the Court Whigs*, Louisiana State U. P., 1982; J. V. Beckett, "Introduction: Stability in Politics and Society, 1680-1750", in Clyve Jones ed., *Britain in the First Age of Party 1680-1750: Essays presented to Geoffrey Holmes*, London, 1987; 浜林正夫『イギリス名誉革命史・下巻』（前掲），259-266頁，などを参照。とりわけ，J. G. A. Pocock, "The varieties of Whiggism from Exclusion to Reform: A history of ideology and discourse", in *Virtue Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1985, が必読である。

「モダン・ウィッグ Modern Whig」をさし、国民の自由の擁護という議会派の思想系譜を引きながらも、名誉革命以降の政治構造の根本的な変化によって大きな変質をとげた党派のことである。このモダン・ウィッグは、国民の自由と専制批判という旧ウィッグの基本原則を継承しつつも、後者がその理論的武器とした「アングロ・サクソンの自由」や「古来の国制 ancient constitution」の復活の主張はこれを慎重にしりぞけ、ウォルポール以来確立された行政部による議会操作、それを背景とする保護主義的な経済政策の推進を主張していた。これらの観念が表す、議会主権概念の厳格な適用による王権の厳密な制限といった旧ウィッグの主張は、行政部の長が国王と密接な連絡を保ちつつ、その権威を背景として各種の影響力を議会に行使することによって、相互に調和のとれた政策展開をめざす体制派ウィッグの政治手法とは、基本的になじまない性格のものであった。行政部（内閣）と宮廷との事実上の一体化、それによる寡頭政支配の確立を是認するという意味で、モダン・ウィッグはまた「宮廷派ウィッグ court Whig」とも呼ばれる。

他方で旧ウィッグが唱えた「古来の国制」の原理は、名誉革命の精神に固執してその後の寡頭制的な制度の肥大化を批判する「地方派ウィッグ country Whig」、名誉革命の諸原理をより徹底させて信教の自由や議会改革を押し進めようとする急進的な「共和派 Commonwealthman, republican」、そして、ハノーヴァー継承の確定によって宮廷から地方へ転位した「地方派トーリー country Tory」などに受け継がれ、議会機能の空洞化による自由の侵害の危機を訴えるウォルポール体制批判に利用された。世紀の変わり目ごろから進行した旧ウィッグとトーリーとの思想的な相互浸透の結果、1760年までには、ウィッグ／トーリーという党派対立の旧来の構図は、宮廷／地方という新しい政治配置に有効に交替したとされている。⁽²⁾しかし、そうした対立図式の転換は、宮廷派と地方派という二つの陣営が、それぞれ何か一貫した原理と主張をもって対立し合っていたことを意味するものではない。そうではなくて、名誉革命以前には、王権対庶民の対立はすなわち宮廷対地方の対立であり、それが同時にトーリー対ウィッグの図式で表現され得たのに対し、名誉革命体制の成立後は、第一に、国民を代表するはずの少数の特権的議員が行政部（ministry）として宮廷と癒着することによって、第二には、宮廷からステュアート家支持者としての真のトーリー（ジャコバイト）が完全に排除されることによって、こうした言わば三位一体的な対立図式がくずれた⁽³⁾ということなのである。

18世紀中葉における「宮廷／地方」図式の優越とは、巧妙な政治手法と地主、大商人、貨幣・公債所有者からなる巨大な経済力にささえられた行政部の強大な権力が、相互に異質な諸原理を含む地方派の一群を、それぞれ異なる意味において現体制の批判者にする構造を作りだしたことで、そう

注（２） W. A. Speck, *Stability and Strife: England 1714-1760*, London, 1977, p. 7. ディキンソンも、1760年代に対立構図の交替が完了したとする（Dickinson, *op. cit.*, p. 124）。

（３） この対立図式の交替をどのように意味づけるかについては、論者によって相当の対立がある。しかし、この新しい二分法が、権威の原理と自由の原理との対立を核とするウィッグ／トーリーの二分法とは基本的に性格を異にすること、宮廷と地方のそれぞれ（とくに後者）が、非常に多様な（場合によっては正反対の）政治的、思想的要素を含む複合体であり、決して一義的なイデオロギー集団として存在したのではないこと、などについて、諸論者は基本的に一致していると言えよう。

した対立的構図のなかで、あい異なる原理に立つ諸党派が、共通の言語と論法によって行政部の寡頭支配を批判するようになったことを意味する。こうした新しい政治配置を背景とする、ヒュームのウィッグ主義の基本的性格を、以下では、ダンカン・フォーブズが提起した「懐疑的あるいは科学的ウィッグ主義 *sceptical or scientific Whiggism*」の概念を用いて把握することが許されよう。この名称それ自体はフォーブズの発案によるものだが、「懐疑的」という表現は、本論（Ⅰ）でふれたヒュームの論説「プロテスタント継承について」の内容を、彼が、「私はそこで、その主題を、カエサルとポンペイウスとの論争を取り扱うのと同じくらい、冷静かつ公平に (*coolly and indifferently*) 取り扱っています。その結論は、私をウィッグとして示すでしょうが、それは非常に懐疑的なそれ (*a very sceptical one*) です」(1748年2月9日付け、ヘンリー・ヒューム宛、*L*, p. 111) と述べたことに由来している。フォーブズは、これを「科学的」という新たな形容詞で言い換えつつ、ヒュームの政治思想の基本的特徴を表現する概念に作り上げたのである。⁽⁴⁾

フォーブズの業績が疑問の余地なく証明したように、伝統的なウィッグ／トーリー図式はもちろん、宮廷／地方の二分法によっても十分に捉えきれない、従って、両方の要素を併せもつヒューム、スミスの政治思想の分析に、懐疑的ウィッグ主義の概念は大きな威力を発揮した。1. 専制君主制と開明君主制の区別、2. 私的自由と公共的自由の区別、3. ブリテン中心主義からの脱却とヨーロッパの視点の確立、4. とりわけ注目すべき帰結として、宮廷派ウィッグ、地方派ウィッグ、地方派トーリー、共和派、そしてジャコバイトという、旧来のいずれの二分法においても程度の差はあれ対立すると考えられる諸党派を、思想的に同質な「通俗的ウィッグ主義 *vulgar Whiggism*」として大胆に一括すること、などを基本特徴とするこの概念の有効性は、以下の議論においても、おのずと明らかになるであろう。

2 ヒュームにおける名誉革命体制の政治的評価

すでに指摘したように、名誉革命を、何よりもまず、イギリス国民の自由の歴史に画期的な意義をもつ事件として捉える点で、ヒュームとウォーレスとのあいだに違いはない。『イングランド史』⁽⁵⁾

注(4) フォーブズの定義については、Duncan Forbes, "Scientific Whiggism: Adam Smith and John Millar", *Cambridge Journal*, Vol. 7, 1954, chap. 4; do, *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge, 1975, pp. 139-143; do., "Sceptical Whiggism, Commerce, and Liberty," in A. S. Skinner and Thomas Wilson eds., *Essays on Adam Smith* (op. cit.), p. 180, を見よ。スミスとミラーを主題とする上記の『ケンブリッジ・ジャーナル』論文では、ヒュームの位置づけは曖昧であり、明確な懐疑的ウィッグと通俗的ウィッグとの対照づけも見られない。彼はヒュームの懐疑的ウィッグ主義概念に深く沈潜することによって、その真の意義を認識したように思われる。これらの概念が欧米の学界で受容されていることを示す最近の例としては、I. Hont and M. Ignatieff, *Wealth and Virtue* (op. cit.) に収められた、ホント＝イグナティエフ、ロバートソン、イグナティエフの諸論文、Pocock, "The varieties of Whiggism", pp. 251-252, などを参照せよ。日本における評価としては、フォーブズの研究全体の紹介とともに、田中敏弘「政治思想におけるヒュームとスミス——D. フォーブズ氏のヒューム研究によせて——」(『イギリス経済思想史研究——マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義——』御茶ノ水書房、1984年、所収) が詳しい。

の末尾において、ヒュームは、革命に至るステュアート朝4代にわたる党争と動乱の歴史を総括しつつ、名誉革命を、「秘やかな、あるいは公然たる、絶えざる熱狂」にもかかわらず、「国家体制の新時代をなす」ものとし、「多くの重要問題を自由の側に有利なように決着させ、さらにまた、ひとりの国王を廃位して新しい王族を確立するという偉大なる先例によって、革命は人民の諸原理に非常な飛躍を与え、イングランドの国制の性質を論争の余地のない地点にもたらしした。そして、何ら誇張の危険なしに、この島において我々は、それ以来、最良の支配体制とは言わないまでも、少なくとも、人類にこれまで知られてきたなかで最も完全な自由の体制 (the most entire system of liberty) を享受してきたと断言して、正しいであろう」(H, VI, p. 531) と述べている。後に『諸特徴』のウォーレスは、ヒュームのこの言葉を引いて、「才気あるヒューム氏が、オレンジ公と名誉革命の決着を考察したのは、まさにこうした観点からであった」(p. 83) と、自分の主張の論拠としている。

しかし、こうした一見類似の結論を導く論理と方法、さらに、その背景にある両者の歴史認識をより詳しく探ってみれば、両者のあいだに大きな隔たりが現れてくる。まず第一の相違は、名誉革命それじたいの政治的評価である。すなわち、ウォーレスが熱烈なウィッグとして手放して礼賛したこの歴史的事件を、ヒュームは、そうした党派的先人見から自由に、徹底して冷静かつ公平な視点から把握している。この問題を正面から論じているのが、すでに引いた「プロテスタント継承について」であるが、とくに注目されるのはその独特な論法である。ヒュームは、ステュアート家が廃位されずにそのまま王位を継承したと仮定した場合と、現実のハノーヴァー継承との政治的な利益を比較考量し、前者の利益として、血統による継承の正統性と結果としての政治的安定を、その不利益として、ステュアート家が奉じるカトリック教の狂信性と自由への脅威をあげる一方、後者の利益としては、逆に、血統の権威を否認した革命という人為的手段による議会主権の確立と国王権力の排除を、その不利益として、現王家所有のハノーヴァー領の存在という軍事上の危険性を指摘する。

この議論のユニークさは、これらの利益・不利益の比較の結果、ハノーヴァー継承の利益の大きさによってではなく、その不利益が相対的に小さいことを根拠として、その支持を打ち出す点である。ヒュームが体制的なウィッグであれば、当然、ハノーヴァー継承が確保した国民の自由という

注(5) ヒュームの『イングランド史』は、ステュアート朝から名誉革命→テューダー朝時代→サクソン期から封建制時代、というように歴史を遡る形で、4回に分けて、以下のようなタイトルのもとに執筆、出版された。*The History of Great Britain, Vol. I. containing the Reigns of James I. and Charles I.*, Edinburgh, 1754; *The History of Great Britain, Vol. II. containing the Commonwealth and the Reigns of Charles II. and James II.*, London 1757; *The History of England under the House of Tudor, comprehending the Reigns.....*, 2 vols., London, 1759; *The History of England from the Invasion of Julius Caesar to the Accession of Henry VIII.*, 2 vols., London, 1762. 以下、本論では、著者最後の校訂版である1778年版を底本とした、*The History of England: from the invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688*, foreword by William B. Todd, 6 vols., Liberty Classics, 1983, を用いる。*The History of England*, 8 vols., Oxford, 1826, および、慶應義塾大学三田情報センター所蔵の原著各巻初版本をも必要に応じて参照した。本書への言及にはHの略号を用い、本文中に巻数と頁数を記すことにする。

名誉革命の原理を最大限に重視し、ステュアート家の血統上の正統性の主張をためらうことなく退けたであろう。というより、名誉革命の自由という絶対的な政治的価値を血統の価値と比較するという発想そのものが、通俗的ウィッグ主義とは異質のものといえる。それを例証するのが、この問題についての『諸特徴』の議論である。ウォーレスは、ステュアート家の復位をもくろむジャコバイトを批判しつつ、「名誉革命以来の政府に対して行われてきた〔ジャコバイトの〕反対を人が非難するとすれば、それは、こうした幼少時の偏見のゆえであり、忠誠と政府への敬意についての誤った観念のゆえであって、〔彼らの〕いかなる悪意のゆえではない」(p. 88)と述べ、ジャコバイトの主観的誠実さを承認しつつも、ステュアート家とローマ・カトリックとの近すぎる関係がイギリスの自由に対してもつ深刻な脅威を指摘しつつ、前篇でふれたような公債政策の正しさを力説する形で、「勇敢で賢明なるプロテスタントの国民は、そのプロテスタントの宗教と彼らの政府の自由とを、そのような家族の企てに対して防衛することにおいて、何を費やすべきでないというのか。自由を買取るのに高価にすぎることではないのである」(p. 94)と断言している。ウォーレスにとってのハノーヴァー継承は、国家がどのような経済的コストを払っても防衛すべき、自由の砦であった。

これに対してヒュームは、名誉革命の自由というハノーヴァー継承の原則の正当性を認めながらも、それをあえて、国民の自然的感情に根拠をもたない政治的人為の産物、つまり「不安定な(*precarious*)体制」「他のどのような動機や見解によっても支持されることのない継承権」(E, p. 509, 小松訳, 上, 181頁)と断言している。そればかりではない。彼は、血統にもとづく継承が大眾にとってつねに「最も強力で最も容易に理解される」主張である事実に着目するとともに、「確かに解剖学者からみれば、最も偉大な君主も最下層の農民や日雇い労働者と違いはないであろうし、おそらくモラリストからみれば、前者はより劣っているかもしれない。だが、そうした反省をしてどうなるというのだ。我々はみなすべて、生まれや家系を重視するこれらの偏見を保持しており、真面目な仕事においても気楽な楽しみにおいても、決してそれを断ち切ることはできない」(E, p. 504, 小松訳, 上, 173-174頁, 傍点筆者)として、血統への愛着と偏見を、大眾のみならず人類一般に見られる普遍的感情として認めている。ヒュームは、血統による継承がもたらす政治支配の安定性という利益とともに、人間の自然の動機に即したこの論点を重視し、ジャコバイト主義を、無視できないながらも一部の特殊な国民に植えつけられた思想とみるウォーレスとは対照的に、国民各層に広く深い地盤をもつ、当時における軽視すべからざるイデオロギー的傾向とみなすのである。

こうして、ヒュームによれば、ハノーヴァー継承のもつ正当性は、一般のウィッグ主義者が信じているほどに自明のものではない。ヒュームは、「そこで、これらすべての諸事情を秤にかけ、それぞれにその適切な重みと影響力を帰することは、いずれの党派にも属さない哲学者の仕事である」と述べ、一切の政治的問題の複雑さを指摘する。たしかに、混乱の連続であった革命以前にくらべ、ハノーヴァー継承後のイギリス社会全般の繁栄は疑うことはできない。ヒュームが次のように言うとき、彼の現状肯定はウォーレスのそれに何らひけをとることはないようにも思われる。「公

共的自由は、国内の平和と秩序をともしつつ、ほとんど間断なく繁栄してきた。商工業と農業は増大してきた。技芸、学問、哲学は奨励されてきた。諸宗派ですらもお互いの敵意をわきにおかざるを得なくされ、平和的技芸における我々の進歩と、戦争における勇敢さと勝利との両方から等しく由来した国民の栄光は、ヨーロッパじゅうに広められた。これほど長く栄光にみちた時代は、どんな国民にもほとんど誇ることのできないほどのものであり、人類の歴史全体のなかでも、これほど多数の人民がこれほど長いあいだひとつに結ばれ、しかも、かくも自由で理性的な人間本性の尊厳に適した仕方ですうであった例は、ほかには存在しない」(E, p. 508, 小松訳, 上, 179-180頁)。

しかし、このようなブリテンの繁栄は、「我々が最初の外観と過去の経験とによってのみ判断しようとするば……」の話である。ハノーヴァー継承を支持するそうした歴史的事実には、ただちにそれに不都合なもうひとつの歴史的事実、つまり「上に述べた繁栄した期間に起こった二度の反乱、それに数知れない陰謀や策略」の存在を対置しなければならない。結局、どちらの王位継承が法的、政治的により正当であるか、また、どちらがより大きな利点を国民にもたらすかを決定的に論証することは不可能だと、ヒュームは考える。「それゆえ、躊躇と抑制と判断留保こそが、哲学者がこうした試みにもたらす唯一の見解である」(E, p. 507, 小松訳, 上, 178-179頁)、だが、そうはいってもヒュームは、名誉革命体制の正当性の主張それ自体を放棄するのではない。たとえ、その積極的利益が絶対確実なものとして証明されなくても、ふたつの継承の不利益の比較は、利益の比較によるよりも明確に、現体制の比較優位を示しているからである。

すなわち、ハノーヴァー領が敵国フランスから離れた小地域であり、神聖ローマ帝国内に位置して、イギリスへの危険度はさほど高いものではないのに対して、ステュアート家のカトリック信仰は、国教としての不経済、迷信性、不寛容、聖職任命権の王権からの分離による国教のローマ化など、要するに、「もっと徹底した不都合であり、より多くの陰惨な諸結果によって我々を脅かす」というのである。こうして、「全体としてみれば、我々を継承権をめぐる争いから解放してくれるステュアート家による継承の利益は、我々を国王大権の要求から解放してくれるハノーヴァー継承の利益と、ある程度つりあっているように思われるけれども、同時に、ローマ・カトリック教徒を王座にすえることによる不利益は、王位を外国の君主に与える不利益よりも、大きいのである」(E, p. 510, 小松訳, 上, 184頁)。このように、結論的には、ハノーヴァー継承による名誉革命体制の確立を支持するヒュームではあったが、その根拠となった冷徹なまでの分析が、ウォーレスをふくむ通常のウィッグ主義者の体制支持論とまったく異質のものであることは明らかであろう。⁽⁶⁾

注(6) トーリー／ウィッグ、宮廷／地方の二分法の歴史的起源と、名誉革命後の両者の交錯についてのヒューム自身の認識については、『道徳・政治論集』に収められた「グレート・ブリテンの党派について(Of the Parties of Great Britain)」を検討しなければならない。田中敏弘「ヒュームとジャコバイト・イデオロギー」(『経済学論究』40巻1号, 1986年)、同「ヒュームとコート対カントリ論争」(『経済学論究』40巻3号, 1986年)は、これらの問題に対する、バランスのとれた信頼すべき説明を与えているが、名誉革命体制が混合政体として内在させている不安定性についてのヒュームの認識、これに対応するジャコバイト主義の説得性についての彼の自覚という側面を、必ずしも十分に評価していないようにも思われる。

VIII 『イングランド史』における商業と自由

1 「古来の国制」とイングランドの自由

名誉革命からハノーヴァー継承へという名誉革命体制の確立過程に対して、このように当時の支配的な見方とは大きく異なる判断を下したヒュームは、『イングランド史』では、名誉革命以前の歴史に、同じく当時の支配的な偏見から自由に、徹底して公平かつ冷静な考察を加えている。名誉革命における自由の体制の確立が、なぜ、いかにして可能になったのかをめぐる彼の認識は、名誉革命後の社会の進路をめぐる彼の判断をも、根底において規定するものであった。我々はここで、商業と自由の原理の相互的發展をめぐるヒュームの分析の考察という観点に限定し、この大著を検討してみよう。⁽⁷⁾『諸特徴』のウォーレスが、幾多の論点を通じて全体として主張した、〈自由→商業〉という把握に対するヒュームの基本的立場を探る上で、この作業は不可欠であると考えられる。また、『政治・経済論集』に結実したヒュームの文明社会像を探究するという、本論全体の主題にとっても、それは欠かせない大前提となる。

しかも、そうした作業は、本論の主題にとっては前提というにとどまらない、本質的な意義をもつものと言える。『道徳・政治論集』から『政治・経済論集』の間を隔てる10年間には、すでに指摘したような内容上の大幅な展開があるが、『政治・経済論集』から『イングランド史』が完結した1762年までの同じく10年間には、そうしたヒューム思想の、少なくとも決定的な飛躍はないものと考えられる。『政治・経済論集』の完成によって思想家としての一応の成熟に達したヒュームは、文筆家としての経済的独立にも助けられて、その著作の基本原則をもってイングランド史の錯綜した森に分け入っていった。そうした彼の探究作業のライト・モチーフをなしたのは、イングランド史における商業と自由という主題であった。それは、執筆の時点でイギリスが到達した、人類の歴史上に例を見ない、文明社会の発展の秘密の源泉を解明する作業であると同時に、そうした文明社会の普遍的諸原理を実現した、特殊イングランド史における、商業と自由との複雑な歴史的因果を究明する作業でもあった。『政治・経済論集』において体系的に展開された、文明社会の安定した運行を保障する政治と経済との相互作用の分析は、『イングランド史』の随所において、むしろ完成された姿で駆使されているのであるから、『イングランド史』における商業と自由の関連の考察は、いわば遡及的に、『政治・経済論集』におけるヒューム文明社会原理の特質の理解に、資するところ大なるものがある。

ウィッグ史観として一括される当時の支配的な歴史観においては、ステュアート朝4代の時代

(7) 懐疑的ウィッグ主義の視点からの本書の包括的な分析としては、Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, chap. 8, (ii) を参照。少なくとも分量の上ではその大半を占める政治史、法制史、憲政史などの議論については、大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』（岩波書店、1977年）のⅢ・第1～3章が綿密な紹介をしている。

は、それ以前に確認されていた国民の諸自由に対する、王権の絶えざる侵害の歴史であった。それによれば、イングランド史の根本原理としての自由の原理はアングロ・サクソン期に起源をもち、ノーマン王朝による封建制の導入やテューダー朝における絶対君主制の支配という試練を克服しつつ、王権に対するその地位を着実に確立しつつあったが、ジェームズ一世以後のステュアート朝期の歴史は、こうした人民の諸自由の無視と大権の濫用とによって、イングランドの自由の歴史に逆行するものであった。ピューリタンを主力とする内乱と名誉革命とは、こうした国民の自由の危機を克服しようとする正当な運動であり、かかる自由を議論の余地のない法律的根拠の上に樹立しようとする、歴史の必然として位置づけられていた。

もとより、当時におけるウィッグ史観の在り方は多様であって、そこから単一の歴史像を引き出すことはできない。とりわけ、「古来の国制」の存在を否定した宮廷派ウィッグの議論においては、名誉革命はイングランドの自由の再建ではなく、文字通りの生誕を意味する出来事であった。しかし、自由の再建、回復であれ、また、その生誕であれ、通俗的なウィッグ史観は、上に述べたような意味での「＜古来の国制＞主義 **ancient constitutionalism**」に、多かれ少なかれ立脚していた。⁽⁸⁾「イングランドの政体の本質的な継続性を主張し弁護しようとする、やむにやまれぬ欲求」に動かされたこの史観からすれば、ステュアート朝4代の歴史は、スコットランド出自の王たちによる、イングランドの自由の歴史に対する反逆の歴史以外の何物でもないのである。例えば、『諸特徴』のウォーレスには、「古来の国制」についての明示的な議論は見られないが、ヒュームのステュアート朝の叙述を批判しつつ、「とりわけこの強固な〔国民の〕信頼によってこそ、名誉革命以降の政府は、それに先立つ4代の治世下の政府と目立って区別されてきたのである。……先行する4代の治世のどれひとつとして、人民の信頼を得てはいなかった。革命以前には、国民は行政府に信頼を置くことはできなかった。というのも、国王たちは国民にたえず猜疑心の根拠を与え、彼らの国制を密かに侵害し、あるいは公然と侵犯していたからである」(pp. 53-54)と述べている。名誉革命以前の時代に、国王によって侵害されるべき国民の、そして恐らくは自由の国制の存在を暗黙の前提としている点で、彼もウィッグ史観の枠組みを踏襲していたと言えよう。

これに対してヒュームは、名誉革命の自由の真の起源は、テューダー、ステュアートの絶対主義

注(8) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 249. さらにフォーブズによれば「古来の国制」主義の多様性は、「著者が、〔国民の自由についての〕彼の系譜を、どこまで、また、いかに教条的に（そして現代の学問の観点から言えば、どれほど危険に）延長させるかに」かかっているが、それらに共通する本質は、「歴史の変動と国家体制の形態の相違の背後にある、統一性と連続性 (a unity and continuity) の観念」であった (p. 244)。J. G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law: English Historical Thought in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1957, rpt. by Norton, 1967; C. Richardson, *The Debate on the English Revolution*, London, 1977 (今井宏訳『イギリス革命論争史』刀水書房, 1979年) は、問題の歴史の変遷を知るのに便利である。スコットランド啓蒙におけるこの問題の位置については、佐々木武「スコットランド学派」における「文明社会」論の構成(一)～(四) (『国家学会雑誌』85巻7・8, 9・10, 11・12, 86巻1・2号, 1971年) のとくに第5～7章、ヒュームとの関係では、C. N. Stockton, "Hume-Historian of the English Constitution", *Eighteenth-Century Studies*, Vol. 4-3 (1971), 舟橋喜恵『ヒュームと人間の科学』(勁草書房, 1984年) 第5章, などがある。

期以降にある、と主張する。フォーブズの精密な論証が示すように、ヒューム『イングランド史』を支える基本主題のひとつは、上のような広い意味での「古来の国制」神話を打破し、イングランドの自由の本質的な近代性を主張することにあった。名誉革命が確立した国民の自由の核心は、一般に信じられてきたような、歴史を貫いて成長してきた自由の理念一般にではなく、法の支配と「正規の政府 *regular government*」の概念のうちにある。彼にとってイングランドの自由の問題とは、何よりも、こうした意味での、法と自由の観念の起源の探究にほかならない。そして、このような近代的な法と自由の観念の成立は、それを根底で規定する近代社会そのものの成立と一致するのである。従って、名誉革命体制より以前の国家体制を、かりに譲歩して「古来の国制」と呼ぶとしても、それが自由の国制ではないのはもちろん、そこには複数の異質の国制が存在したとしなければならない。「イングランドの国制は、他のすべての国制と同じく、絶えざる動揺の状態にあった」(H, IV, p. 355)。

ヒュームによれば、長らくイングランドの自由の故郷とされてきた、古ゲルマンやアングロ・サクソンの社会は、いわば放縦と無差別の没社会的な自由観念を組織原理とし、独立の戦士を基礎単位とする諸部族の連合社会に過ぎなかった。サクソン人は、「読み書きを知らず、機械的な技術にも熟練せず、法と政府のもとでの服従に不慣れで、不節制と放縦と無秩序におぼれる、粗野で教養なき民族であった」(H, I, p. 185)。一方、ノーマン王朝によって導入された封建制原理は、土地所有と軍役奉仕とを媒介とする双務的な君臣関係として、サクソン社会に比べれば体系的な法観念をもち、スペルマン (Sir Henry Spelman) やブレイディ (Robert Brady) といった前世紀の歴史家たちによって、イングランド史の画期をなすものとして評価されてきた。そればかりでなく、観念的に理想化された封建社会の原理は、フレッチャー (Andrew Fletcher) やボリングブルックらのネオ・ハリントン主義者たちによって、土地所有と自己武装の原理に基づく自由の歴史的基盤として、ウィッグ体制批判のための有力な根拠を提供していた⁽¹⁰⁾。

しかし、そのような「自由と抑圧、秩序と無政府、安定性と革命との、他のいかなる時代や地域にも見られない混合を数世紀にわたって維持した、驚くべき構造物」(ibid., pp. 455-456) としての

注(9) Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, chap. 8, (i). この章は、「古来の国制」主義がとった当時の様々な形態を、ラバン、ボリングブルック、ハーヴェイ、リトルトン、ブラックストーン、ガスリー、ハードといった人々の議論を通じて再構成しようとした見事な分析であり、ヒューム研究とは独立の学問的価値をもつ。現代のイギリス革命史研究になお生き続けるウィッグ史観の強靱さについては、J. P. Kenyon, *Stuart England*, New Edition, Penguin Books, 1985, pp. 12-16, の興味ある記述を見よ。

(10) 地方派の主力をなしたネオ・ハリントン主義者が陥った封建制賛美のジレンマについては、次の指摘を見よ。「古来の国制についての彼らのハリントンの解釈によって彼らは、中世のイングランドやヨーロッパにおける“ゴシック的”政治構造を、その貴族制的側面をうすめた上で、万人が独立の手段を所有し、彼の自由のために戦い、国王が自由土地保有者の、または集会におけるその代表者の同意を求めなければならないような、自由土地保有者の共和国 (a freeholder's commonwealth) として提示したのである」(J. G. A. Pocock, “Machiavelli, Harrington and English Political Ideologies”, in *Politics, Language, and Time: Essays on Political Thought and History*, New York, 1973, p. 138)。

封建制に、名誉革命の自由の起源を求めることは、やはりできない、とヒュームは考える。国王の意思を秩序の究極の源泉とし、諸侯による実行使以外に王権を有効に制限する機構のないこの体制においては、人身の安全や財産の所有は絶えず国王や貴族による侵害の危険にさらされ、停滞する商業と家臣や農奴の貧困は、正規の法の欠如によって構造的に再生産されていたからである。要するに、ゲルマンの部族制やノーマンの封建制を原理とするこれらの諸社会に、正規の政府が保障する、法の支配と市民的自由の観念の起源を求めようとする試みは、そもそも困難なことであった。サクソンの自由の連続的發展というその根本テーゼは、様々な自由観念の背後に敢然として存在する、こうした法観念と社会構造の異質性を無視した謬論だと、ヒュームは考えたのである。

ヒュームが近代的な自由の本当の生誕地とする「古来の国制」は、ヘンリー7世の確立したイギリス絶対王政とともに始まる。一般的に言って、この時代が、ノーマン征服や大憲章以上に、イングランド史の画期であることは当然であろう。この部分の執筆に着手したばかりのヒュームも、友人に宛てて、「近代史（modern History）が始まるのは、まさしくこの時代からです。アメリカの発見、商業の拡大、技芸の育成、印刷術の発明、宗教改革、そして、ヨーロッパのすべての政府がほとんど変革されました」（*L*, p. 249）と述べている。ヒュームがこの時代にイングランドの自由の真の起源を求めたのは、部族制や封建制とは異なる、自由の原理にもとづく新しい社会が、この段階で初めて、実体的基礎をもって登場し始めたという、彼の認識にある。ヒュームはそうした新しい社会の出現を、地代の金納化による封建的土地所有の解体、農民の自立、商工業の広範な発達、封建的家臣団の解体、これらの総括的帰結としての貴族の没落と中産階級の興隆、などの諸事実に認めている。

しかし、これらの諸事実は、封建社会の解体と近代社会の成立を示す顕著な諸現象ではあっても、ヒュームが初めて指摘したわけではなく、むしろ常識的といってよいものばかりである。彼の分析の特徴は、こうした言わば周知の諸事実を、ある普遍的な原因によって統一的に整理する独特の仕方であり、さらにそれを、名誉革命体制の成立に帰結する近代的自由の発展と結びつけて説明する、その仕方にある。すなわち、封建社会の解体を導いた歴史的事情とは、新しい「生活様式 manners」の出現である。これこそが、上にあげたような周知の諸事実の根底にある本質的な変化の原因にほかならない。この概念がもつヒューム思想形成史上の大きな意義については後に詳論するが、彼は自己のヨーロッパ体験と、それを触媒とする『政治・経済論集』における文明社会認識の再編成の帰結として、国民の全階層を巻き込む生活様式の変化こそが、技芸の進歩や商工業の発展の根本原因であるばかりでなく、それらを基盤とする近代的自由の成長基盤をなすという認識を、『イングランド史』において示すに至ったのである。⁽¹¹⁾

2 生活様式の変革とテューダー絶対王政の確立

一般に、イギリスの絶対王政は、ヘンリー7世の即位によるテューダー朝の成立（1485年）をもって始まるとされる。すでにふれたように、ヒュームも基本的にこうした見解を採用しており、封

建制における諸貴族の群雄割拠、相次ぐ戦争と混乱を最終的に平定し、イングランドに国民国家としての秩序と統一を与えた決定的契機として、テューダー家の君主たちによる中央集権化の推進の意義を認めている。しかし同時に、ヒュームの見るテューダー朝時代とは、簡素で貧しい生活様式から洗練され奢侈的な生活様式への変革が、社会の全体を覆って、広く深く進行した時代でもある。一方における国王権力の集中と増大、他方における生活様式の大変革という、二つの根本的な事態が進行しつつ、封建社会の基礎を根底からほり崩していった時代、ここにテューダー期がイングランド史に占める意義があることになる。しかし、ヒュームは、政治過程と社会過程におけるこれら二重の事態を、たんに同時平行する現象として、均等に見ていたのではなかった。彼にとって最も本質的な封建制解体の動因は、あくまでも生活様式の変革にこそあり、絶対王政の成立それ自体が、その最も重要な帰結として分析されているのである。

ヒュームによれば、この生活様式の変革は、消費と生産の両側面において展開し、両者ともに社会の全階層を襲うものであった。彼の分析の特徴は、封建社会解体の歴史的起点を、ひとまずは封建貴族層における奢侈の増大に求めつつも、これをただちに独立の職人や商人、さらに農民のインダストリーの増大に結びつけるという論理の進め方である。消費生活における態度の変化は、まず、封建貴族層に生じた。彼らは簡素な趣味・風習を捨て、貿易商人がもたらした華美で洗練された服装、装飾品などに熱中するようになり、家臣に対する大盤振る舞いという「古来の歓待 *ancient hospitality*」の習慣を失う。キャムデン (William Camden) のようにこのような封建的風習の衰退を嘆く者もいたというが、この新しい消費生活の展開は、より重大な歴史的帰結を招いた。それは、貴族の奢侈を起点とする需要の増大が、中・下層の民衆の産業活動を刺激し、新しい社会秩序を担う諸階層が形成されたことである。「この新しい消費の性向 (*new turn of expence*) は技芸と産業活動を促進したと考える方が理にかなっており、古来の歓待こそが、悪徳、無秩序、扇動、怠惰の源泉であった」。貴族層における生活様式の変化は、旧来の生活様式の解消をもたらしてはしても、それだけでは、封建社会を根底から解体する近代社会形成の秩序は生じないであろう。

貴族層の奢侈だけから、あるいはまた、大衆の奢侈の自律的成長だけから、近代的商品生産の形成と展開を説くのではなく、貴族の奢侈的需要が呼び覚ます生活洗練への新しい欲望を、大衆一般における奢侈的欲望の開花につなげていくヒュームの論理は、『政治・経済論集』の諸論文においてより明確に論じられていた点である。⁽¹²⁾「奢侈の習慣は旧来の諸侯たちの莫大な財産を消尽させた。そして、消費の新しい諸方法が、自分自身の勤労の成果の上に独立した生活をいとなむ職人や商人に生活の糧を提供するにつれて」、貴族は旧来の封建的支配力を失い、商工業者に対して、「顧客が

注 (11) 後に詳論されるように、ヒュームが何より強調する封建社会解体の根本要因は、技芸と産業活動の発展一般ではなく、こうした特有の生活様式と結合したそれであるという点に注意されたい。生産力視点だけで彼の独創性を評価しようとするれば、スミス、ミラーを初めとする後のスコットランド啓蒙の人々との区別は、ほとんどつけられなくなるであろう。問われるべき問題は、技芸と産業活動の発展を、いかなる論理と方法とによって、近代的自由の発展史につなげていくのか、についてのヒューム独自の論理は何かであるように思われる。

商人に対してもつ程度のささやかな影響力」を保持するのみとなった。外国貿易を媒介とする地主的奢侈の覚醒は、奢侈的生活様式の大衆化に向けての（論理的では明らかになく）歴史的な起点と考えられているのである。他方、ジェントリーを含む地主階級一般は、こうした生活様式の変革のなかで地代の金納化を押し進め、「人よりも貨幣に対する需要を増大させて、彼らの土地を最も利益を生むような形で運用するようになった」。その結果、小さい土地の囲い込みと、農民層の分解が進行した（*H*, IV, pp. 383-384）。

こうした社会の全階層を包摂する生活様式の変革によって、封建社会の全体制が根底から崩壊され、テューダー朝の成立基盤が形成され、着実に強化されていった。この過程で、ヘンリー7世の個人的な特質などによる「多くの特殊な諸要因」が有効に作用した点をも承認しつつ、同時にヒュームは、「しかし、時代の生活様式こそが一般的な原因（a general cause）であり、それはこの全期間を通じて作用し、貴族層の富を、そして何よりも、これまで国王にとってあれほど強力であったその影響力を、継続的に減少させることになった」（*H*, IV, p. 384）ことを明確にするのである。ヒュームにおける生活様式概念は、単純に商工業の発達や富裕の増大、あるいは財産関係の変化の観念と同一視することはできない。生産力の変化が、たんなる経済的・技術的諸条件の変化の関数としてではなく、国民一般の欲求や消費性向の変化に媒介された、社会生活全体の構造的変化の表現として把握されたとき、そこに生活様式概念が要請されるのである。ヒュームは、このような生活様式概念の駆使によって、一方における封建貴族の没落、他方における中産階級の上昇、そして、それら両者の間隙をぬう形で進行した王権の強大化という、ダイナミックで矛盾にみちた歴史過程を、根本から把握するのである。

ヒュームはまず、『イングランド史』第2巻にあるリチャード3世期の叙述において、ノーマン征服王朝の成立以来、イングランドの王権はサクソン時代に比べれば拡大したとしても、封建的統治構造の本質は、最強の封建領主としての国王を頂点とする領主間の権力闘争にあることを指摘する。従って、不可避的な戦争と無秩序を特徴とするこの社会では、「一種のポーランド的貴族制が支配し、国王は〔領主権によって〕制限されていたとは言え、国民はいまだ自由とは程遠かった」と述べた後で、「平和と自由とを同じように嫌悪していたこれらの無秩序で放縱な暴君たちを引きずりおろし、続く時代（a following age）において、人民をして自由の正規かつ公正な計画（a regular and equitable plan of liberty）を打ち立てることを可能にすることになる、法の正規の執行（regular execution of the laws）を確立するためには、引き続く時期（the subsequent period）に王位についた主権者たちの、ほとんど絶対的な権限（the authority almost absolute）を必要としたのである」（*H*,

注（12） すなわち、「貨幣について」、「利子について」といった諸論文は、歴史と理論の観点からこの点を詳しく論じており、『イングランド史』のヒュームは、その説明を下敷きにしていると考えられる。坂本達哉「ヒュームにおける勤労、貨幣、文明社会」（大森郁夫編『市場と貨幣の経済思想』昭和堂、1989年所収）、Ⅲ—3を参照されたい。貴族層の奢侈を重視する、ミラーとは異なるヒュームの認識の独自性については、佐々木武の指摘がある（前掲論文四、25頁）が、それが生産的大衆一般の奢侈へと普遍化するというヒュームの認識の意義が強調されるべきであろう。

II, p. 525, 傍点筆者, 引用文(1)とする)と述べている。ここで、「引き続く時期」とは当然にテューダー朝の成立期をさし、「続く時代」とはステュアート朝以降の時代を意味していることに、注意しておこう。次いで、同書第4巻において、前に見た生活様式の変革過程を概観したヒュームは、「これらすべての手段を通じて、都市は増加し、中産的な人々(the middle rank of men)は富裕かつ強力になった。実際には法律と同じであった君主は、暗黙のうちに服従された。そして、その同じ原因の一層の進行は、庶民の諸特権に立脚する自由の新しい計画(a new plan of liberty)を生み出すことになるとしても、貴族層の没落とこの階級の勃興との間隙(interval)にあって、主権者は当面の状況を利用し、ほとんど絶対的な権限(an authority almost absolute)を獲得したのである」(H, IV, p. 384, 傍点筆者, 引用文(2)とする)と指摘し、テューダー期を通じて進行した生活様式の革新が、国王権力の着実な集中・強化と相互促進的に展開した事情を論定するのである。上の二つの引用文中の傍点を付した部分に、後論との関連でとくに注意されたい。

ヒュームのテューダー期分析において、特別の注目に値するのは、こうして成立・展開したテューダー絶対王政の権力が、エリザベス1世の治世に至る政治過程においてその制度上の基盤をいかに着実に広げ強化していったのかを、彼が具体的な権力機構の分析によって論証していることであり、さらに重要な点として、そうした「ほとんど絶対的な」王権下にあった国民の自由の具体的状態に、注意ぶかい考察を行っていることである。ヒュームはテューダー期における国王権力の増大と国民の自由の成長との矛盾にみちた相互関係を、社会の根底をなす国民の生活様式の構造、そこにおける国民の実質的自由の性質、王権の本質と機能、という三者間の相互作用の分析を軸として、いわば立体的なパースペクティブをもって把握しようとしているのである。エリザベス期の統治構造についての彼の詳細な考察は、その典型をなすものであった。

3 エリザベス期における専制と自由

研究史が教えているように、通説的なウィッグ史観においては、テューダー絶対主義の最後を飾

注(13) Kenyon, *op. cit.*, p. 13. ボリングブルックは、エリザベスの治世に制限君主制としての古来の国制が完成され、「イギリスは混合政治の真の均衡にもたらされた」と考えていたという(大野, 前掲書, 149頁)。ヒュームのエリザベス評価を正面から批判したのは、ウィッグ史観と「古来の国制」主義を生産力史観の形態のもとに高次復活させたミラーである。エリザベス時代のイングランドに、財産の安定と商工業の繁栄に支えられた「自由の体制 a system of liberty」の確立を認める彼は、「イングランドの年誌のなかでも、エリザベスの治世ほど、一貫して壮麗かつ幸運な治世に出会うことはない」として、女王の治世への批判を微細にわたって反駁し、フォーテスキュー(Sir John Fortescue)の議論を援用しながら、批判的をヒュームに定めている。「この卓越した歴史家の諸見解は非常な尊重に値し、しかもこの場合には、きわめてわずかな根拠をしか有しないように思われるので、それを黙って見過ごすことは、不適切と考えないわけにはいかなかった」(John Millar, *An Historical View of the English Government, from the Settlement of the Saxons in Britain to the Revolution in 1688*....., 4th ed., 4 vols., 1818, Vol. 2, p. 486)。アメリカ独立運動という新たな歴史段階を背景とする、ミラーの通俗ウィッグ的要素の復活については、Michael Ignatieff, “John Millar and individualism”, in I. Hont and M. Ignatieff eds., *Wealth and Virtue*, pp. 324-328; Pocock, “The varieties of Whiggism”, pp. 298-299, の分析を参照。田中秀夫「ジョン・ミラーにおける「科学」と「政治」——『イギリス統治史論』への序章——」(『甲南経済学論集』28巻4号, 1988年)も有益である。

るエリザベス期は、臣民の自由が絶対王政の枠内で最大限に尊重され、その結果、国民がかつてない繁栄を達成した時代として、高く評価されていた。ヒュームによれば、「自由と人民の政府とへの信奉によって、その名を高くしてきた我々の内にある党派は、エリザベスの徳性と知性とに限りない賛辞を与えることによって、それに続く君主の一族に対する偏見を、長らくほしいままにしていた」(H, IV, p. 354)。こうした通説的な評価の背景にあったのは、ステュアート王朝時代との対照づけという、論者たちの戦略的な意図である。国民への慈愛にみちた諸政策を通じて、エリザベス1世によって確認された自由の国制を、ジェームズ1世以下のステュアート家の君主たちが無視し踏みにじったために、内乱から名誉革命に至る歴史の引き金が引かれた、という議論を展開すべく、彼らはエリザベス期の調和と秩序と繁栄とをことさらに強調したのであった。

「イングランドの古来の国制を理解する上に、エリザベスの治世ほど研究に値する時代はない」(H, IV, p. 355) とするヒュームのエリザベス期分析の最大の目的は、そうしたウィッグ史観の常識を断固として打ち破るべく、エリザベス1世期の統治の専制君主制 (despotic monarchy) に限りなく接近した絶対君主制 (absolute monarchy) としての本質を暴露することによって、逆にステュアート期の歴史的意味を再検討することであった。⁽¹⁴⁾ それによれば、内乱に至るジェームズ1世、チャールズ1世の諸政策は、基本的にエリザベス期のそれを継承したものに過ぎず、彼らが保持しようとした国王大権のすべては、彼らがエリザベスから引き継いだものである。名誉革命に至るイングランドの国制の根本的変革は、絶対君主制と自由の抑圧を本質とする旧来の国家体制の必然的帰結であるというのが、彼の中心的な主張であった。「国制に対する細やかな配慮や、彼女の人民の自由や特権に対する関心」などといった事実無根の要素を女王に帰することはできない。女王は先王たちが振るってきた諸権限を継承して、「人民は彼女の恣意的な行政に完全に同意している」と信じていたのであり、女王の個人的な資質や性格というよりも、「そうした無制限の権限を彼女に付与した支配形態」(ibid., p. 354)こそが、彼女を事実上の専制君主たらしめたのである。

それでは、エリザベス女王の権力はどれほど強大であったのか。ヒュームは女王の絶対的支配をささえた権力装置として、長い歴史をもつ星室庁 (the court of Star-chamber)、異端弾圧のために女王が創始した高等宗務官裁判所 (the court of High Commission)、軍法会議 (Court-martial) の三機関をとくにあげている。これらは騒乱や反乱を企図する政治犯や、中産層を中心に着実にその勢力を固めていたピューリタンに対して、普通法 (コモン・ロー) を超越した科料、投獄、拷問などの容赦のない自由裁量権を発揮した。そればかりではない。裁判や判決の形式や外観を保っていたこれらの機関に加えて、国務大臣や枢密院が発する令状のみにもとづいて、異端や政治犯に対する恣意的な刑罰が日常的に執行されていた (H, IV, pp. 356-359)。エリザベスの絶対的な権力は、このほかにも、法律適用免除権、強制公債権、強制徴募権、独占付与権など、「現在は廃止されている、

注 (14) フォーブズによれば、エリザベス朝の性格規定の見直しは、いまや忘れられたスコットランド人歴史家ガスリー (William Guthrie) が、その *A General History of England*, 3 vols. (London, 1744-1751) においてすでに行い、ヒュームもおそらくその作品を知っていたという (Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 255)。

そのどれひとつを取っても臣民の自由とまったく両立しない、20以上の部門におよぶ大権」(*ibid.*, p. 367)に支えられており、「全体として、ステュアート家が即位する時点において、君主は非常に広範な権限を保持していた。その権限は、万人の判断するところでは、厳密に制限されたものではなく(not exactly limited)、何人かの人々の判断するところでは、制限不可能(not limitable)なほどの権限であった」(*H. V*, p. 128)。エリザベス期における絶対的支配の徹底は、ヘンリー7世以来の絶対王政の権力機構を背景に、議会運営を中心とする女王の卓越した政治手腕が発揮された結果であったというのである。

こうして、封建貴族の奢侈を起点とする生活様式の変革が、中下層の技芸と産業活動を惹起しつつある一方で、国王権力は専制支配に限りなく近づくというテューダー朝の時代は、非常に矛盾的な時代であった。一方における王権の絶対性の確立と、他方における大衆の産業活動の成長とは、いかに両立し得るのであろうか。ヒュームがこの問題を解明する鍵は、そうした矛盾的な状況下での、国民の自由の存在形態である。そして、この点をめぐる彼の分析は、注目すべき論理を示しているように思われる。テューダー王朝の本質が絶対君主制であることは、当時における国民一般の自由が脆弱かつ不安定なものであったことを、必然的に暗示するであろう。しかし、ヒュームは、通俗的なウィッグ史観のように、国民の自由の存否を二者択一的に問うのではなく、自由の具体的な在り方を事実即して綿密に考察している。すなわち彼は、自由を、人身と所有の自由を中核とする「人格的自由」(→事実上の自由)と、実定法上の根拠に基づいて実現された「市民的ないし政治的自由」(→権利として確立された自由)という、あい異なる二つの範疇に明確に区分している。その上で彼は、自由のこれら二段階に対応する国王権力の在り方を、実定法上の制限を受けないが正規の執行を実現している段階と、法律の明示的な規定によって制限された段階という、二つに区別し、前者をテューダー、ステュアートの両王朝時代に、後者を名誉革命後の時代に、それぞれ対応させていると考えられるのである。

この点で最も明確な説明は、ふたたび、『イングランド史』の第2巻にあるリチャード3世期についての記述に見られる。彼はテューダー朝成立期における、「技芸の導入と進歩とから結果したひとつの主要な利点は、自由の導入と進歩である。そして、この結果は、人格的そして市民的(*personal and civil*) 諸能力において、人々に影響した」と宣言し、イングランドにおける人格的自由の確立史の概観に入る。彼によれば、ヨーロッパにおける封建社会解体の根本原因は生活様式の変革であるが、それを制度的に表現するものは、イタリアやフランスで最初に発生した自治都市(*communities and corporations*)設立の試みである。自治都市の「特権と独立の司法権」は市民に封建領主の王政に対する保護を与えたが、領主権力の弱体化をねらう「国王自身が、これを尊重することを賢明と判断した」たために、「封建的君臣関係の弛緩と公法のこれまで以上に厳格な執行とは、家臣たちに、彼らの先祖が知らなかったような独立を与えることになった」。他方、農村における生産力の上昇と貨幣経済の発達、領主をして地代の金納化に踏み切らせ、長期借地権の確立は、「すでに以前の諸慣行によって大いに緩んでいた農奴制の絆を完全にうち破った」。農民の農奴

的地位を規定した法令は「いまだ議会によって廃棄されないままであった」が、「エリザベス期の終りには、農奴と自由人との区別は、完全に、しかし気づかないうちに廃止され、いかなる者も、以前の法律が適用され得る状態にとどまっていはいなかった」ことを、彼は指摘している(H. II, pp. 522-524)。⁽¹⁵⁾

それに続く部分において、「こうして、人格的自由(personal liberty)はヨーロッパにおいて一般的になった。それは、政治的ないし市民的自由(civil or political liberty)の増大に道を開く利点であり、かりに人格的自由がこの健全なる効果をともなわなかった場合にも、それは、共同体の成員に、そのもっとも顕著な諸利益のいくつかを与えるのに役立つであろう」とヒュームが述べるとき、テューダー朝の時代が、都市と農村における人格的自由の一般的確立を通じて、きたるべき世紀における政治的自由の確立への道を準備した、近代史の起点であるという彼の認識を、はっきりと確認することができる。ここに至って決定的な意味をもつ問題は、国王権力のかつてない集中と増大をみたテューダー朝の時代に、なぜ、いかにして、こうした人身と財産の事実上の保障が可能になったのか、という点である。従来の諸研究は、ヒュームにおけるこの根本問題を必ずしも十分に提起してこなかったように思われる。彼がテューダー朝の統治構造を回顧しつつ次のように述べるとき、ヒュームのこの問題に対する回答を読み取ることができよう。「その時代の政府について好意的に言えることは(そして、おそらく真実をもって言えることは)、次のことである。君主の権力は、本当は制限されていないのだが、ヨーロッパ的な仕方で執行され、行政のすべての部分に介入したわけではなかった。国王大権の高圧的な行使の実例は、所有権を明白に不安定にしたり、人民を全面的な隷従に落としめるほど、頻繁ではなかった。党派争いがないこと、執行の迅速性、侵害や防衛に対して取られる諸方策の機敏性が、法律的で確定的な自由(a legal and determinate liberty)の欠如に対する、ある程度の補償となった」(H. IV, p. 370, 傍点筆者)。

以上の文章は、国民が「無数の法律」によって守られながら、かえって現実には「まったく裸であり、無防備であり、武装解除されている」状態にある名誉革命体制の現状を皮肉ったものであり、それとは正反対の、実定法の欠如にもかかわらず、国王の賢明な行政が臣民の所有や人格の自由を事実として保障している、テューダー朝の自由の独特の在り方を指摘しているのである。重要なことは、こうした賢明な権力執行の正規な様式は、当時の王権の絶対の本質と矛盾するものではなく、反対に、王権が専制に限りなく近づくほど絶対的なものであったからこそ、それが可能になったというヒュームの洞察である。前節に番号を付して示した二つの引用文には、この点が、一層明確に理解されよう。引用文(1)(2)は、それぞれ、名誉革命体制によって確立する市民的自由を「自由の正規かつ公正な計画」「自由の新しい計画」と呼んでいる。「計画」という表現が、事実上の諸自由にとどまらない、体制的に確立された、という意味を含むことがわかる。そして、それらとの対

注(15) フォーブズは、封建制の解体についてのこのヒュームの説明は、貴族権力の抑制をめざしたヘンリー7世の意識的な政策展開を強調したベイコン、ハリントンの「古典的見解」と、利己心の意図せざる結果としてこれを分析する、『国富論』第3篇第4章の「有名な説明」との「中間に位置する」ものだとしている(Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 312)。注(21)を参照。

照において、テューダー朝の王権が「法の正規の執行」(引用文(1))を実現した「ほとんど絶対的な」(引用文(1)(2))権力として把握されている。自由の「執行」とその「計画」とは、明確に使い分けられているのである。ヒュームは、テューダー朝→ステュアート朝→名誉革命という一連の歴史過程を、絶対王政の正規の権力執行に支えられた人格的自由から、正規の法律に裏づけられた市民的・政治的自由への発展過程として、はっきりと認識していた。エリザベスを代表とするテューダー朝の君主たちは、貴族権力の抑制を通じての王権の維持をめざして、庶民に対する正義の正規の執行を実現したが、そのことを通じて皮肉にも、自己の権力基盤をより崩す、庶民階級の上昇と自由の国制を自ら準備するという、歴史の逆説を体現したことになる。⁽¹⁶⁾

すでに見たように、通俗的なウィッグ史観における「古来の国制」主義によれば、ごく単純化して言うならば、エリザベス期までに持続的な成長を遂げていた自由の国制は、ステュアート家の君主たちによって破壊され、名誉革命によって再建されたことになっていた。これに対して、ヒュームは、テューダー朝以前はもちろん、名誉革命以前にはそうした国制はもともと存在しなかったが、生活様式の変革と技芸・産業活動の開花を背景として成立したテューダー朝は、絶対君主制としての本質を維持する一方で、人格的な自由の保障と、王権の正規の執行を実現したと考えるのである。奢侈の浸透による封建的土地所有の解体、土地の商品化による貴族権力の空洞化は、中産階級の増大・強化によって最も効果的に促進され、完遂される。そして、中産階級の成長を保障するものは、彼らの人身と労働の成果との安定した保障であって、いまだ自由の体制的確立をみない絶対王政期

注(16) このことは、テューダー朝時代までの人身と所有の自由が、国王権力の正規の執行にのみ根拠をもっていたことを意味するものではない。彼の主張の核心は、当時における国民の自由が、封建領主によるその侵害に対する究極の保障を、国王の権力執行にもつという点にあるに過ぎない。『人間本性論』以来のヒューム正義論における、コンヴェンション(convention)の概念を軸とする彼の所有権論を想起するならば、普通法(コモン・ロー)の体系に具体化される、長期借地権を初めとする国民の慣習的諸権利の発展は、生活様式の変革を土台として、何よりもまず社会の「下から」、コンヴェンショナルな合意形成の帰結として徐々に進行したものといえる。「彼(ヘンリー7世)が王位にもたらした確立した権威は、主権者をして、諸侯の独立の法的権限を侵犯することを可能にし、法律のより一般的で正規な執行(a more general and regular execution of the laws)を生み出した。……しかし、生活様式の変化こそが、知らず知らずのうちに進行した統治構造の革命(the secret revolution of government)の主要な原因であり、これが諸侯の権力をより崩したのである」(H, IV, pp. 384-385)という言葉が示すように、事実上の自由から実定的権利としての自由への質的發展を問題とする『イングランド史』の議論は、この時期に確立した所有権の性質と程度とを、社会的な「下からの」合意形成と絶対君主による「上からの」強制との複雑な相互作用(対立と補完)の結果として把握しようとするヒュームの方法を示しているように思われる。

(17) この歴史のパラドックスの把握への数少ない指摘として、フォーブズと舟橋の研究があげられよう。しかし、フォーブズは、テューダー朝の支配の正規性の根拠を、無数の国王大権が含む「これらの技術的な不正規性は、あまりにも長く必要なものと見なされたので、一種の正規性(a sort of regularity)を獲得するようになった……」(Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 271)という形で理解するにとどまり、無数の大権行使が、人身と所有の安全については慎重にこれを損なわず、むしろ庶民の産業活動を促進したという、ヒュームの認識のもうひとつの側面を十分に評価していない。これに対して、「しかもその自由は、「旧国家制度」にあっては、国王の権威に対立するより、むしろそれに助けられて成長してきた」(舟橋, 前掲書, 238頁)という舟橋の指摘は、問題の核心により迫ったものと言えるが、その具体的意味は、必ずしも明らかにされていないように思われる。

にあっては、封建貴族の没落をねらう絶対君主こそが、絶対的で恣意的な権限をもつがゆえに、かえって正義の正規の執行を強制的に実現する、という矛盾的事態が発生したというのである。テューダー絶対王政は、正規の法律に規定された正規の統治という意味では正規の政府（regular government）ではなかったが、君主の意思にもとづく正規の権力執行という限定された意味では、正規の政府を実現していたことになる。エリザベス期に自由の国制の存在を主張するウィッグ史観は、この王権の正規の執行による自由の事実上の保障に過ぎない事態を、その実定的権利としての確立と誤認したものであるが、その限りでまた、一定の真理性を含んでもいたのである。引用文(2)にあるように、自己の意思をそのまま法律とする権限をもったテューダー朝の君主たちが、臣民によって「暗黙のうちに服従された」とヒュームがいうのは、こうした王権と庶民との、領主権力の抑制という限りにおける利害の一致についての彼の認識を示すであろう。

4 イングランドの経済発展と自由の展開

これまでの考察から明らかになったことは、ヒュームが、ごく概略的に言えばテューダー期における生活様式の変革と人身・財産の自由の確立→ステュアート期における商工業の発展→名誉革命による政治的自由の確立→という、イングランド史を貫く歴史の論理を提起していることであった。通俗的なウィッグ史観に従うならば、エリザベス朝における自由の国制の存在から、ステュアート朝によるその侵害へという対照づけによって把握されていた二つの王朝時代は、ヒュームの視点からすれば、*de fact* としての自由から、政治体制の原理としての、権利としての自由への前進という、イングランド社会の質的転換の過程として何より理解されるべきものである。こうした決定的転換を根底で規定したのは、中小の商工業者と農民、ジェントリーからなる「庶民 the commons」の成長であり、彼らを主要な担い手とするイギリス国民経済の発展である。前に引いた引用文(2)にあるように、中産層の興隆という「同じ原因の一層の進行」によって、「自由の新しい計画」が生み出されたのである。王権と国民的生産力との対決という、古典的図式をここに読み取ることは容易である。

この点は、しかし、もう少し慎重に検討される必要があろう。ヒュームによれば、テューダー・ステュアート両王朝期におけるイングランドの経済発展は、テューダー朝の時代→前期ステュアート朝の時代→後期ステュアート朝の時代という、ほぼ三つの段階に区分される。そして、国民経済のかかる段階的な発展を、彼は、上に見てきたような、同時代における国民の自由の発展史との対応において考察しているのである。その場合、彼は、通俗的ウィッグ史観におけるように、歴史の始源に想定された政治的自由が、その同じ本質を維持したまま、後はただ量的にのみ（抑圧をはねのけつつ）拡大すると見るのではなく、従ってまた、テューダー朝以降の経済発展を、こうした自由の拡大に比例する生産力の間断なき連続的發展として捉えるのではない⁽¹⁸⁾。ヒュームは、イングランド経済の段階的發展を、その本質を変化させつつ成長する国民の自由の質的發展との関連において、産業構造の具体的状態に即して跡づけていることに、注意しなければならない。

まず、テューダー朝の時代には、ヒュームによれば、奢侈的な生活様式への転換という歴史の胎動が始まったにもかかわらず、国内商工業はもちろん、外国貿易も全般的に停滞していた。ヘンリー7世の「貨幣愛は、自然と彼を商業の促進に向かわせ、それは彼の関税収入を増加させた」が、経済全般から見れば、「トレイドと産業活動は、それに加えられた保護や注意によって、促進されるよりは打撃を受けた」のであり（*H*, III, p. 77）、各種の産業規制やギルドの設立は、国内の産業活動を著しく害するものであった（*ibid.*, p. 79）。エリザベスは国防上の理由から、海軍力の強化と外国貿易の促進を意図したが、「彼女の独占付与権が、外国貿易よりもはるかに貴重であり、その基礎であるすべての国内産業（domestic industry）を消滅させる傾向があったので、彼女の行為の一般的結末は、彼女が目指した目的に役に立ちそうになかったばかりか、彼女の人民の富裕を促進することには、それ以上に役立たなかった」（*H*, IV, p. 374）。東インド会社の設立など、軍事的な目的と結びついた貿易部門の開拓はたしかに活発であったし、フランスやオランダなどからのプロテスタントの職人たちの大量の流入は、商工業を促進した面もあるが、「この時点でのイングランドの製造業は非常に低調であり、ほとんど大部分の種類の外国産の製品が、優越していた」（*ibid.*, p. 379）。この時代にはまた、囲い込みの進展によって貧民が増加し、人口の減少が叫ばれ、最初の救貧法が成立した時代でもあったが、農業不振の原因は、農業生産力の上昇を妨げる穀物輸出の規制である。「これらの輸出禁止は国王大権に由来し、非常に不当なものであった」（*ibid.*, p. 380）。

ヒュームはとくに、エリザベス女王の政策のうち、国民経済の発展に最も有害であった独占特許状の乱発に着目し、それが他の産業・貿易規制と同様、国王大権に根拠をもつ点に着目している。特許状それ自体は女王の創始によるものではないが、「彼女の治世においてほど、極端に進められたことはなかった」。ひとたび発行された特許状は、特権の利益を求めて商人の間を転売されるので、「すべての商業、産業、技芸の向上に抵抗できない制限を課すものであった」。その結果、「すべての国内取引は、産業活動へのいかなる余地も残らないように制限される一方、ほとんどすべての種類の外国貿易は、独占的な会社に限定されることになった」。議会はたびたび特許状に対する不満を女王に表明したが、女王は特許状の発行が大権事項に属することをもって、「人民に対して彼女の独占業者たちを守ると主張して、譲らなかった」のである（*H*, IV, pp. 344-345）。エリザベス女王の時代に、自由人と農奴との身分的区別が事実上消滅し、人身と所有の自由が一般的に保障されるようになった、というヒュームの認識はすでに見たが、この段階の自由を根拠づけた国王の正規の権力執行という原理は、他方において、国王権力の絶対性を最も端的に表現する、国王大権によ

注（18） 例えば次のミラーの言葉を見よ。「従って、ステュアート家の即位の後には、トレイドと製造業との進歩は、テューダー家の君主たちの下においてよりも、なお一層顕著（still more conspicuous）になった。そして、富裕と独立とを広める上で、その諸結果は、それに比例して（proportionably）広範なものであった」（*Millar, op. cit.*, Vol. 3, p. 100, 傍点筆者）。もちろんミラーは、たんなる通俗的ウィッグとは異なり、ヒューム以降の思想家として商業→自由の見地を確立した上で、両者の比例的発展を考えているのである。ヒュームやスミスの懐疑的ウィッグ主義と、かつて「スコットランド歴史学派」と称された生産力史観との差異と連関が、また、そこにおける経済学的思考のかかわりが、今後より詳細に究明されるべきであろう。

る国民経済の抑圧というもうひとつの側面を、必然的に内包するものであった。テューダー絶対王政は、人身と財産の自由の保障を中核とする正規の権力執行という一般的作用において、国民の産業活動を奨励する効果をもつと同時に、その絶対君主制としての本質において、かかる産業活動を経済政策的に抑圧する⁽¹⁹⁾という、矛盾した働きをしたのである。しかも、ここに王権と国民との、あるいは権威と自由とのウィッグ的対立図式を読み込まないことが肝要である。

ヒュームは、20にも及ぶ国王大権に守られた、エリザベス女王の絶対的権力を指摘した後、次のように言う。「しかし、これら部門の大権にもまして、より以上に人民の隷従を有効に保障したのは、時代の確立した諸原理であり、……エリザベスと先行する君主たちの治世に、これらの原理があまりにも徹底して人民に吸収されていたので、彼らに対する反対は最も邪悪な扇動行為とみなされ、暴君的な権威への抵抗に伴う危険や困難に人々が耐え抜くことを可能にする公衆の賞賛や承認によって報われることはなかった。次の世代になって初めて、自由の高貴な諸原理がその根を張り、ピューリタンの不合理に守られながら拡張しつつ、人民の流行となった」(H, IV, pp. 367-368, 傍点筆者)。ヒュームは、テューダー朝段階における、絶対君主の権力に究極の保障をもつ事実上の自由という脆弱な基礎しかもたない技芸と産業活動の統治変革能力それ自体を相対的に低く評価しており、そういう基盤の上に成立する国民の自由の意識の、相対的な低さ、不十分さが、テューダー絶対王政を一面において支えたのだと考えているのである。自由の精神の芽生えを自覚しながらも、王権の絶対的権威を是認する国民の世論の構造こそが、エリザベスの権威を内面的に支えたというのである。⁽²⁰⁾

注 (19) 絶対王政の性格規定(専制か合法的君主制か)については、古典的なマルクス主義の規定(=封建制の最後)の是非を別としても、欧米の歴史学界では、今日なお論争が絶えないようである。むしろ、「……テューダー期の法についての思考と実践とは、権利と義務を規定し、それらが獲得され強制され得る手続きを規定した、法律の支配に、国王を含めて万人を従属させていた」(G. R. Elton, "The rule of law in sixteenth-century England", in *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government: Papers and Reviews 1946-1972*, 2 vols., Cambridge, 1974, Vol. 1, p. 277) という指摘のように、テューダー期における法の支配の確立を主張する見解が有力である。これに対して、スミスが1762～3年の『法学講義』において、「テューダー家の人々が絶対君主であったことはいまだに普遍的に認められている」と、通俗的ウィッグ史観の存在を考えれば、必ずしも普遍的に受け入れられていたはずのない見解を示す一方、「テューダー朝のような絶対的な政府では、王国の遠く離れた場所にいる国民の大部分は、何も恐れるものはなく、……主権者に抑圧されるいかなる大きな危険もなかった」と述べているのは(Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, op. cit., p. 265)、ヒュームに近い認識として注目されよう。

(20) ここには、社会契約論的発想とはきわめて異質の、世論と権力の相互作用のなかに自由のコンヴェンショナルな存在構造を見るヒュームの認識がうかがわれる。政治権力を支える世論の意義は、ヒュームが『道徳・政治論集』において、すでに明確に洞察していたところである。「……人々は大いに利害に支配されるけれども、利害それ自体が、そして一切の人間にかかわる事柄は、まったく世論によって支配されるのである」(「ブリテンの政府は、絶対君主制と共和制とのどちらに傾いているか(Whether the British Government inclines more to Absolute Monarchy, or to a Republic)」(E. p. 51)。大多数の国民が少数の為政者に支配されるという「この不思議が、いかなる手段によって引き起こされているのかを探究するならば、実力(FORCE)がつねに被支配者の側にある以上、支配者たちは、世論のほかには自分を維持する何物ももっていない。それゆえ、政府が存立するのは世論の上のみである。そして、この格率は、最も自由で最も人民的な政府に適用されるばかりでなく、最も専制的で軍事的な諸政府についても適用されるのである」(「政府の第一諸原理について(Of the First Principles of Government)」(E. p. 32, 小松訳, 上, 226頁)。

ヒュームは、続くステュアート朝の時代こそ、国民の自由の精神が真に強靱なものになり始めた時代だと考える。彼によれば、一方における庶民の富裕の一層の増大と、他方における、新大陸発見後の価格革命の影響による王室財政の窮乏化が、この時点で初めて可能となった自由の質的転換の直接の契機である。ジェームズ1世の時代になると、「王室の収入が〔物価の上昇と〕比例的に増えなかったため、君主は、彼の臣民の一般的な富裕の只中で、気づかないうちに貧困に追いやられた」ので、君主がこれまで以上の財政的な支援を、臣民に期待するようになった。ところが、「国王には不幸なことに、まさにそうした富裕こそが、時代の知識の向上とともに、臣民のなかに正反対の感情を生み出し、自由と独立の精神をもたらしながら、彼らの気持ちを、君主の懇願や脅迫に対して、ほとんど敬意を払わないようにさせた」(H, V, p. 39, 引用文(3)とする)ので、王室の権威は急速に低下した。生活様式の変革を主要な原因として生まれてきたテューダー朝の自由は、確かに究極的に言えば、君主の賢明な判断に最終的な保障をもつ事実上の自由に過ぎず、十分な法律的根拠をもたない不完全なものであった。⁽²¹⁾それでもなお、事実上の自由は事実上の自由であり、テューダー朝の時代を通じて、庶民の富裕は水面下で着実に増大していたが、いまだ人民の自由の精神は脆弱であり、体制変革への推進力を生み出す強さには達していなかった。ステュアート朝の時代に入り、価格革命の影響による王室の窮乏化が表面化することによって、王権と庶民との経済力が完全に逆転し、「庶民は無気力から立ち上がるや否や、彼らはその〔王権の〕危険性に愕然としたように思われ、彼らの自由を、彼らの祖先たちが与えてきたよりも強固な防壁によって、確保しようと決意した」(ibid, p. 40)のである。

注(21) こうした認識の具体的意味については、注(16)を参照。ヒュームは、封建的土地所有の解体に貢献した最も決定的な法制史的要因として、慣行としてはエドワード4世時代に始まり、制定法としてはヘンリー7世時代に確立した、不動産占有回復訴訟(fine and recovery)による限嗣相続権の解消をあげている。「始まりつつあった奢侈と時代の洗練とに加えて、この法律によって、領主の莫大な財産はしだいに散失し、庶民の財産がイングランドにおいて増大した。おそらく、ヘンリーはこの結果を予見し意図していたのである。というのも、彼の政策の一貫した企図は、富者を抑圧し、彼にもっとも寄食していた僧侶、法律家、新しい家系の人々を、押し上げることにあったからである」(H, III, p. 77, 傍点筆者)。ヒュームは、友人ミント(Gilbert Elliot of Minto)への手紙のなかでも、ケイムズに教えられたというこの訴訟手続きに興味を示している(L, pp. 261-262)。そしてフォーブズは、上のヒュームの言葉を、意図せざる結果の論理に徹したスミスの説明との相違を示す例としている(Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, p. 313)。しかし、スミスも、この法慣習に農民的土地保有権確立の契機を認めて、「ヨウマンにとってかくも有利なこれらの法律や慣習は、たぶん、イングランドが誇りとする商業上の諸規則のすべてを合わせたよりも、同国の現在の栄光に大きく貢献したと思われる」(Smith, *the Wealth of Nations*, op. cit., Vol. 1, p. 392, 訳612頁)と述べているのである。確かにスミスには、この法律の結果をヘンリーが予見したという明確な指摘はないが、中世の自治都市の成立過程についての叙述では、封建領主に対抗して都市の市民を支援した国王の利害動機にふれて、「……国王は彼の権限においてできるすべてを尽くして、諸侯からの安全と独立を得るためのあらゆる手段を、市民に与えた」(Ibid., p. 402, 訳625頁)と述べているのであるから、国王の先見性という論点のみをもって、ヒュームとスミスの差異とすることはできないように思われる。両者のより本質的な差異は、「都市の子孫」(スミス)としての商工業を起点とするイングランドの富裕の現実の発展を、自然的秩序に逆行した秩序と見るかどうかという、より根本的な点にあるのではなかろうか。詳しくは、ヒュームへの言及を含む、田中正司『アダム・スミスの自然法学——スコットランド啓蒙と経済学の生誕——』(御茶の水書房、1988年)、256-257、348-349頁を参照。

こうした自由の運動を根底で支えた、ジェームズ1世期のイングランド経済の発展は、外国貿易が非常に勢いで成長する一方、自国製造業や農業が停滞するという二面性をもっていた。ヒュームによれば、エリザベス期に極端化した国内の独占や特権を、ジェームズ1世は「自発的に……すべて撤廃した」けれども、外国貿易は少数の特権会社や商人の手に握られたままであった。この時代に「トレイドの衰退という不満ほど、よく聞かれたものはなかった」が、これは、当時すでに「完全な自由と寛大を享受していた」他のヨーロッパ諸国と比べて、対照的である(H, V, p. 20)。だが、それにもかかわらず、ヒュームは、エリザベス期と比較したこの時代の相対的繁栄を強調する。議会在開かれるごとに、「トレイドの衰退と教皇主義の伸長についての悲痛な嘆きが聞かれるが」、「イングランド史上、これに先立ついかなる時期にも、この君主の治世の間ほど、繁栄する国民を特徴づけるあらゆる利点が、目に見えて増加したことはない」と述べて、トレイド振興のためのジェームズ1世の努力を評価している(*ibid.*, p. 142)。他方、ヒュームは、「イングランドがそのとき卓越していた製造品のカタログは、現時点で繁栄している製造品と比べて、きわめてお粗末なものであろう」として、イタリアやオランダなどの外国技術の相対的な優秀さを指摘して、イングランドの主力製品であった毛織物も、未完成品の輸出が中心であり、「国内ですら、イングランド製の完成品は評価が低かった」としている(*ibid.*, p. 143)。農業の状態も発展と停滞の両面をもっており、それまできわめて不完全であったイングランドの農業技術が、長足の進歩を遂げた一方で、「国民は、しかしながら、いぜんとして毎日のパンを外国人に依存していた」状態であった(*ibid.*, p. 148)。

5 スチュアート朝における商工業の繁栄と自由の確立

このように、ヒュームによれば、内乱以前のイングランド経済は、決して完全な発展を遂げた状態にはなかったが、テューダー朝の時代と比べれば、やはり著しい展開を示していたのであり、ここに名譽革命への基礎条件が整うことになった。ヒュームは、この点を「〔ヘンリー7世期における〕土地譲渡権(the power of alienations)の確立後は、商業の増大が財産のバランスを庶民の手中にもたらしたことによるのと同じく、事物の状況(the situation of affaires)と人々の性向(the dispositions of men)とが、自由のより正規の計画(a more regular plan of liberty)を受け入れるような状態になった」(H, V, p. 40, 傍点筆者)と説明している。この文章を注意ぶかく見れば、ヒュームが、「事物の状況」と「人々の性向」とを明確に区別し、それら二つの要因が結合して初めて、自由の確立への道が開かれたと考えていることがわかる。彼は、事実上の自由から権利としての自由への転換を、庶民と王権との経済力の逆転それ自体から直接に説明しているのではなく、前に引いた引用文(3)にも明らかなように、「君主の懇願や脅迫に対して、ほとんど敬意を払わないようにさせた」、「人々の性向」の変化に媒介させて、これを分析しているのである。

スチュアート朝以降における自由の精神の顕在化の過程をよく示しているのが、ジェームズ1世期の1610年の議会における関税論争についての、ヒュームの分析である。彼によれば、当時、ポンド税(poundage)やトン税(tonnage)からなる関税の賦課権は、国王の大権事項であった。これは、

もともと議会の同意によって国王に認められた権限であったが、ヘンリー5世以降、時間の経過とともに大権とみなされるようになった。議会の最初の同意には税額の規定はなく、その決定は国王に委ねられており、すべての物品の固定評価額に5パーセントの賦課が定着していた。ところが、新大陸発見以降の一般的な物価騰貴のなかで、この評価額の実質価値が低下したので、ジェームズ1世は、「いまや明らかに不正確となった税額は是正されるべきである、と自然に考えるようになった」。しかも国王は、メアリやエリザベスの治世に行われた、物品の評価額見直しの前例をもっていた。それらは大権の行使によって、議会の同意なしに実施され、「彼女らの課税は、これまでずっと何の不平もなしに服され、当時なお課され続けていたのだから、国王には、同じ権限の一層の行使が何らかの不満の口実を与えるなどと、憂慮する理由はなかった」のである。そこで国王は、税額表の軽微な変更を行い、必需品や製造業の原料については変更しないという配慮も示した。それにもかかわらず、テューダー朝時代とまったく同一の権限と手続きによるこの関税額の変更は、議会側の不満を呼び起こした。「自由の精神 (A spirit of liberty) が、いまや庶民院を捕らえてしまっていた。その指導的な構成員、独立の精神と広い見識をもった人々は、その意見を、彼らに示された前例によってではなく、より多く彼らが予見する将来の諸結果によって、規制するようになり始めた。そして、彼らは、古来の国制の維持よりも、新しい国制、より自由でより良い国制の確立を、めざすようになった。……国王はこのような大権の侵犯を明示的に禁止したが、彼らはこの賦課を廃棄する法案を可決した」のであった (H, V, pp. 41-42)。

もちろん、この法案は貴族院において否決された。しかし、これら一連の過程で、国王の権威の失墜は明白となった。内乱勃発の直接の原因をなしたジョン・ハンプデンの船舶税支払拒否事件 (1736年) は、王室財政の一層の窮乏化を背景に、こうした対立の延長線上に起こったのである。⁽²²⁾ ヒュームの分析に従う限り、ジェームズ1世は、それまで議会の反対もなく確立されていた関税表見直しについての国王大権を、そのまま何も加えることなく、行使しようとしたのであり、ウィッグ史観の主張するところとは違い、従来の態度を変更したのは議会側である。テューダー朝の時代とは異なる、王権と庶民との経済的力関係と、それを基礎とする、庶民の感情と知識における王の権威の低下が、国王を困む状況の根本的变化を招いたのである。中産階級と国王との経済力の上での地位逆転が、事実としての自由から権利としての自由に至る革命的な前進の基礎条件であることに、間違いはない。しかし、そうした基礎条件が政治体制の変革へと現実化するためには、国民の政治的価値意識に、ある本質的な変化が起こることが必要であった。イングランドでは、現実にもそうした変化が起こることによって、国王の権威は急速に低下していったのである。ヒュームは、ジェームズ1世がスコットランドから招かれて王位についた時点で、彼がエリザベスから引き継いだ権力の大きさを指摘した後で、「しかし、同時に、この権限は、旧来の先例や前例に影響された、

注 (22) もちろん国制の暴力的な転覆が成功するためには、こうした事物の状況と人心の傾向との一致に加えて、さらにピューリタニズムの熱狂という起爆剤が不可欠であるとヒュームは考えていた。Rodney W. Kilcup, *Editor's Introduction to David Hume: The History of England*……, (Chicago, 1975), pp. xlv—xlvii, を見よ。

人民の意見 (the opinion of the people) にのみ 基づいたものであった。それは、金銭によっても、軍事力によっても 支持されたものではなかった」(H, V, p. 128) と述べている。ジェームズ1世と庶民院との対立は、彼を取り囲む状況の劇的な変化に気づかず、旧来の価値規範によって正直に自己の行為を律していた国王と、新しい政治的価値観のなかで新しい自由の観念を大胆に確立し始めていた庶民との、根本的な対立なのであった。

こうしたヒュームの特色ある分析手法は、内乱(ピューリタン革命)の混乱から王政復古、名誉革命にいたる時期をめぐる、イングランドの経済発展と自由との関係の考察にも、ますます明確に見ることができる。この時期は、国内政治の混乱だけでなく、英蘭戦争など、国際政治的にも動乱の連続であったが、ヒュームはそうした政治的混乱の背後に、産業活動の着実な展開を観察している。まず、チャールズ1世の平和な時期には、「イングランドの商業と産業活動は、著しく増大した」(H, VI, p. 148)。そして、王政復古後のイングランド経済の発展は、文字通り、未曾有のものであった。「イングランドの商業と富裕は、いかなる時期にも、王政復古から革命への時期ほど急速に増大したことはなかった」と言うヒュームは、英蘭戦争後のアメリカ植民地における勢力拡大が、イングランドの海運と貿易に一層のはずみを与えた一方、「鉄、真ちゅう、絹、帽子、ガラス、紙、などを初めとして、いくつかの新しい製造業が確立された」ことを指摘している (ibid., pp. 537-538)。ここでも、上に見たような国民の価値観の変化にヒュームは注目し、「民主主義的諸原理の普及は、地方の紳士たちをして、子弟を商人のもとに修業にやらせるようになり、商業はそれ以来、ヨーロッパの他のどの王国においてよりも名誉ある職業になった」と述べている。

そして、こうした国民の精神の内部における王権の権威の下落は、引き続く次の文章に、最も鮮明に現れている。「かつて貿易を制限していた特権的な諸会社は、共和制期のいかなる議会法令によっても、決して明示的には廃止されなかった。しかし、これらの会社の特許状の根拠である国王大権に対して、人々が一顧だにしなくなったために、その独占権はだんだんと侵害され、商業活動が、こうした自由の増大によって、増加したのである」(H, VI, p. 148, 傍点筆者)。ジェームズ1世期の関税論争において、前例を無視して国王の緊急の大権行使に抵抗した庶民院議会は、いまや確立して久しい独占会社の特権にまで反抗するようになったのである。ヒュームはここで、確立した大権事項を超越する力を獲得するに至った自由の観念の成立を、確認しているのである。名誉革命以前とは言え、既存の国王大権を超える社会的規制力をもつに至った自由は、もはや事実上の自由という段階を越えて、すでに現実の実定的権利となっているのであり、その成立過程の究明を終えたヒュームにとって、すでに最大の課題は果たされていたと言えよう。庶民の経済活動の展開が、彼らの自由の確立に結びつく歴史過程についてのヒュームの考察は、単純な生産力史観ではなく、人間の行動動機や価値観の分析に媒介された、哲学的歴史の名にふさわしいものであった。⁽²³⁾

通俗的なウィッグ史観の説くところに従えば、サクソン期以来の自由の国制の発展史の一脱線部

注 (23) このことは、個人の動機をなす感情、思考、価値観それ自体を、特定の歴史状況の産物として説明するヒュームの方法と裏腹である (Forbes, *Hume's Philosophical Politics*, pp. 284-286)。

分とされるステュアート朝の時代こそ、ヒュームにとっては、イングランドの自由の本史をなす時代であった。封建制を内部から掘り崩す貴族的奢侈の展開は、生活様式の全社会的変革という形で、大衆の技芸と産業活動に結実し、貴族権力の抑制をねらうテューダー王朝による人身と所有の保障、事実上の自由の確立をもたらした（＜商業→自由＞の第一段階）。その必然的な帰結はステュアート朝の時代に現実化した商工業の一般的確立（媒介的段階としての自由→商業）であり、それこそが、名誉革命による自由の体制的確立の導火線となった（＜商業→自由＞の第二段階）。当時の通説によれば、自由の国制の回復点として、イングランドの自由のいわば第二の出発点をなす名誉革命そのものは、ヒュームの見るところ、テューダー期を前史とし、ステュアート期を本史として展開した、商業と自由の歴史の到達点であり、政治的には分岐点をなす1688年や1714年の根底に、イングランドにおける文明社会原理の連続した発展を、彼は洞察していたのである。

VII, VIIIでの議論によって、我々は、名誉革命体制を正当化するものと一般に信じられていた政治的諸原理が、いかに根拠の危ういものであるかについての、ヒュームのするどい分析を見た。まず、名誉革命の政治決着を名誉革命体制へと確定させる起点となったハノーヴァー継承は、すでに見たウォーレスを含めて、人々が思っているほどの堅固な基礎に立つものではなく、むしろ、異端扱いされているジャコバイトの血統にもとづく正統性の主張には相当の根拠があると、彼は考えている。一般的に抱かれている楽観的な体制擁護論に、ヒュームの懐疑的分析は、つよい疑念を投げかけたのである。他方、名誉革命の勃発を導いた、サクソン期以来のイングランドにおける自由の発達史の考察を通じて、名誉革命以前における自由の国制の存在という政治的神話を否定するに至った彼は、その近代的起源を論定するとともに、そうした自由の国制からの脱線、逸脱の時代としてのみ捉えられてきたテューダー・ステュアート朝の時代に、生活様式の変革を起点とする商業と自由との発展史を確認した。

ヒュームの懐疑的ウィッグ主義の意味するところは、当時の通俗的な政治的概念に対する、従って、それによって制約された歴史の見方に対する懐疑であり、その真の方法的意義は、社会の政治的過程の根底をささえる経済と社会の発展に対する積極的な把握なしに、理解することはできない。そこでは、政治的な懐疑と社会の発展に対する内在的な洞察とは、表裏一体の基礎視角として矛盾なく結合しており、名誉革命からハノーヴァー継承にかけての政治決着が内包する問題点を、一般の通念に反する形で直視することを可能にしたのとまったく同一のヒュームの分析方法が、他面においては、政治的混乱の連続としてのみ映っていた名誉革命直前の時代を、かつてない国民経済発展の時代として見直すことを可能にしたのである。もっぱら自由の抑圧によって特徴づけられていたステュアート朝の時代を、彼が、商工業の確立過程のなかで展開された自由の本史として見直すことができたのは、まさにこのためであった。

（経済学部助教授）